

被留置者の留置に関する訓令の留意事項について(通達)

宮本留第156号

令和5年3月10日

(概要)

当通達は、警察署に設置する留置施設の管理運営及び被留置者の適正な処遇を行うため、

- 留置に関する事項
- 看守に関する事項
- 保安に関する事項
- 給養衛生に関する事項
- 不服申立てに関する事項

等の運用要領、留意点等について定めている。